

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和3年3月9日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 2時48分

出席者 委 員 委員長 氏 家 晃
浅野 貴之 小平 啓佑 川上 均
古沢 ちい子 内海 まさかず 千葉 正弘
議 長 小堀 良江
傍聴者 森戸 雅孝 大浦 兼政 大谷 好一
坂東 一敏 青木 一男 茂呂 健市
小久保 かおる 針谷 育造 入野 登志子
白石 幹男 福富 善明 広瀬 義明
関口 孫一郎 針谷 正夫 大阿久 岩人
松本 喜一 梅澤 米満 福田 裕司

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝
副主幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------------------|------|----|---|
| 生活環境部長 | 橘 | 唯 | 弘 |
| 保健福祉部長 (新型コロナウイルス感染症 対策室長事務取扱) | 藤田 | 正 | 人 |
| 子ども未来部長 | 高橋 | 礼 | 子 |
| 市民生活課長 | 毛塚 | 加奈 | 子 |
| 保険医療課長 | 島田 | 林 | 治 |
| 環境課長 | 福田 | 欽 | 也 |
| 環境課主幹 | 伏木 | 広 | 安 |
| 斎場整備室長 | 海老沼 | 博 | 行 |
| 人権・男女共同参画課長 | 高久 | 一 | 典 |
| 藤岡市民生活課長 | 落合 | 美知 | 代 |
| 西方市民生活課長 | 中田 | 治 | 彦 |
| 福祉総務課長 | 首長 | 正 | 博 |
| 障がい福祉課長 | 廣田 | 智 | 之 |
| 生活福祉課長 | 高橋 | 宏 | 樹 |
| 地域包括ケア推進課長 | 茅原 | 洋 | 一 |
| 地域包括ケア推進課主幹 | 松本 | 佳 | 久 |
| 健康増進課長 | 石川 | 交 | 子 |
| 子育て支援課長 | 大豆生田 | 雅 | 志 |
| 子育て支援課主幹 | 神長 | 利 | 之 |
| 保育課長 | 渡辺 | 健 | 一 |

令和3年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和3年3月9日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第25号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第26号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第29号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第30号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第36号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第37号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第38号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第39号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第40号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第52号 事業契約の締結について（栃木市新斎場整備運営事業）
- 日程第18 議案第53号 指定管理者の指定について（栃木市斎場）
- 日程第19 議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）（所管関係部分）
- 日程第20 議案第13号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第14号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第15号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第16号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（氏家 晃君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（氏家 晃君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（氏家 晃君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第25号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第25号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は29ページから30ページであります。また、議案説明書はその1の7ページから11ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書その1の7ページを御覧ください。議案第25号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由でございますが、市役所本庁舎及びプラッツおおひらに設置している印鑑登録証明書及び住民票の写しの自動交付機について導入から4年が経過し、同様の機種が生産が終了していること、また代替手段として個人番号カードによりコンビニエンスストアで印鑑登録証明書、住民票の写し等が発行できるようになったことから、賃貸借期間が満了する令和3年9月30日をもって廃止することとするため、栃木市印鑑条例の一部を改正する必要があるというものです。併せて、国の印鑑登録証明事務処理要領において成年被後見人を印鑑の登録資格者から一律に除外することの見直しが行われたことについても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正

することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、印鑑登録原票等を職権抹消する事由のうち、「後見開始の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」に改めることと、自動交付機による印鑑登録証明書の交付に関わる規定を削るというものでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、8ページ、9ページを御覧ください。第12条第1項第2号、「後見開始の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」に改めます。

第14条の見出し中、「自動交付機等」を「多機能端末機」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とします。

10ページ、11ページを御覧ください。15条を削り、第4章中第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げます。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の30ページを御覧ください。条例の制定文につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いをいたします。それから、この後の議案につきましても全て一問一答の方法で質疑はお願いをいたしたいと思っております。

それでは、質疑はございませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 説明ありがとうございます。機械、端末機というのでしょうか、古くなったので、直そうと思っても同じ機種がないというご説明だったかと思うのですが、もしこれについては、代替、何か直せるということだったらそのまま行く話だったのでしょうか。では、まずすみません、それでお願いします。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 代替手段、先ほどの説明の中でお話ししたのは、マイナンバーカードというものができまして、コンビニで交付できる、同じ住民票の写しでありますとか印鑑登録証明書を発行できる端末機のほうができていますので、本庁舎とプラッツおおひらにあります自動交付機につきましては、製造がもう中止になっていて、もしも故障した場合にもう修理ができない

ような状況になっていますので、国も進めておりますマイナンバーカードを普及する部分はありませんので、廃止ということで考えています。

○委員長（氏家 晃君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） ということは、多機能端末のほうにどんどん移行していくということでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑は。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まで使っていた方も結構いらっしゃる、見ているのですけれども、今の端末の導入期限が令和3年の9月30日までだと。それ以降はもうやらないということなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 9月30日で廃止して、10月1日以降はもう使えないという状態になります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、マイナンバーカードを持っていない人とか、それをなくした人とかというのは、結局は窓口に来て取らなければいけないということでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） マイナンバーカードを作っただけであれば、お住まいのお近くのコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明が取れるようになりますので、マイナンバーカードを取得するほうを進めております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まで印鑑登録のカードを持っていて取っていた方というのは結構いらっしゃると思うのですけれども、自動交付機で交付した枚数とかというのを見ると。そういうサービスが下がってしまうというふうに思うのですけれども、そこについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） マイナンバーカードへ基本的にもう切替えをお勧めさせていただいて、サービスの低下とならないように自動交付機の廃止のほうについて、議決のほうをいただきましたらすぐに市民のほうに案内を開始しまして、マイナンバーカードは申請してから交付までに約1か月かかることや、自動交付機の利用者の方もいらっしゃいますので、窓口の混乱を避けるためにも案内、周知のほうを頑張りたいと考えています。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 多機能端末機というものを本庁舎には置くことは、デモンストレーションのためなのかなというのは説明を受けたのですが、ほかの支所とかに置くということはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 多機能端末機については、3月1日から市役所本庁舎の市民生活課の窓口のところに設置をして使い方を案内しているのですが、設置費用とか維持管理にもお金がかかりますので、まずは本庁の市民生活課のほうに置いてあるもので使い方とかをお教えする形で、それを各支所や公民館というところには考えてはございません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） あそこしかないということですよ。

あと、今度その上の印鑑登録のほうで、後見制度を開始したときから意思能力を有しないとなったときということなののですが、この改正した理由というのがちょっと聞き取れなかったのですけれども、すみません、もう一度お願いできますでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 改正理由ですが、国の印鑑登録証明事務処理要領において、成年被後見人を印鑑の登録資格者から一律に除外することの見直しが行われたことについて、所要の改正を行う必要が生じたということなのです。実は、ちょうど1年前の令和2年3月議会におきまして、そういった国の条例改正について議決いただきましたが、その際、第12条第1項第2号も改正すべきところ、今回漏れていたことが判明しまして、併せて条例の一部改正することについて議会の議決を求めるものです。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 1年前にやっていたのにこれが漏れていたというのは、非常にちょっと私らのほうもやっておかなければいけないのだろうとは思っているのですが、そういうことのないようお願いしたいと思います。多分そのときも話題になったような気がするのですが、その後見制度になってしまうと登記されるので、だけれども、後見制度であってもこれ能力を有していれば消除されないという形なのではないでしょうか、これは。その違いを窓口でどう判断するのかということなのではないでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 被後見人になりますと家庭裁判所のほうから市のほうに連絡がありまして、一旦登録は廃止になってしまうのですが、今まではご本人が登録というところができなかったものが、本人とその後見人と一緒に窓口に来れば登録できるというような形になりました。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例上は、職権で当該印鑑の登録を受けているものに関わる印鑑登録原票等を抹消しなければならないということなのですから、登録するのか、それともこれ行政側の手続として抹消するのか、それとも本人が来てないものを登録するのか、ということなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 印鑑登録をしていて、その必要性が、ご本人が廃止したいというときには、本人が代理人、後見人と一緒に窓口で廃止したいという申出をすれば廃止できるというものです。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この附則として10月1日から施行するということになっているのですが、4月ではない理由を教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 後見人制度については公布の日からで、10月1日からというのは、自動交付機の廃止が9月30日なので、そちらについては10月1日とさせていただきます。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 多機能端末ということなのですから、市役所のサーバーと多機能端末がオンラインで結ばれるということだと思ってしまうのですが、セキュリティーの問題とか、そういうのはクリアはされているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） データの問題ですが、市のデータは国のJ-LISという地方公共団体情報システム機構とつながっておりまして、もしもデータを盗まれるような場合があっても、暗号化しているので、セキュリティーのほうはもう確実に個人情報漏れないような形になっております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議事を終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

委員の皆様、少しお待ちをください。

〔執行部退席〕

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第2、議案第26号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） おはようございます。よろしく願いいたします。それでは、ただいまご上程いただきました議案第26号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は31ページから33ページ、議案説明書その1は12ページから17ページまでであります。

初めに、議案説明書その1によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書その1の12ページをお開きください。提案理由であります。地方税法施行令の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。国民健康保険税を軽減する判定所得基準につきまして33万円を43万円に引き上げるとともに、その世帯に属する国民健康保険被保険者のうち、給与所得者等がいる場合の軽減判定所得基準額を改めるほか、附則にあります課税の特例について改めるものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、14、15ページをお開きください。第23条は、国民健康保険税の減額について規定しておりますが、第1号、第2号、第3号中の「33万円」を「43万円」に改め、43万円以降に納税義務者並びにその世帯の属する被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数2以上の場合、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額と加えるというものであります。

16、17ページをお開きください。附則第18項の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課

税の特例については、地方税法の規定に併せて字句の整理を行うものであります。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の31ページをお開きください。議案書31ページが制定文、32、33ページが改正文になります。

改正の内容につきましては、先ほど議案説明書にてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

33ページ中段、附則についてであります。本条例は、令和3年4月1日から施行するというものであります。また、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 結局これは、対象者にとってどういう効果がある条例なのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 税制改正に伴いまして基礎控除が10万円引き上げられた代わりに給与所得控除、公的年金控除等がそれぞれ10万円下げられたということになりましたので、これに伴いまして、この改正により国保世帯に給与所得者とか年金所得者とかが複数人いる場合に世帯全体の控除額が減ってしましまして、軽減割合が縮小されたり軽減対象から外れる可能性が出てくるということで、軽減判定で不利益につながらないように、見直し前と同水準で軽減判定が行えるようにするためということですので、基本的には影響がないというふうに思っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 税制改正があって、課税が一部の人が上がる、対象が。だから、そういう凸凹はちょっとあるわけですよ。増える人もいれば減る人もいて、この条例というものは、その増える人の軽減をするものということなのでしょう。今の説明だと。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） そういうことではなくて、所得のほうの基礎控除が当然上がるわけですから、手元に残るお金というのは増える。でも、その代わり年金とか何かの収入がある人については、今度10万円控除額が下げられてしまいますので、そこでマイナス分が出てしまうということで、そこを調整するという意味で、基本的にプラス・マイナス・ゼロにするというようなことです。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 少しずつ分かってきたのですけれども、この条例をすることによって今までと変わってくる、影響が出てくるというのは、栃木市内の方はいらっしゃらないということではよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 委員おっしゃるとおり、いらっしゃらないということで認識しております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

委員の皆様、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第3、議案第27号 栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。ただいまご上程をいただきました議案第27号 栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は34ページから36ページ、議案説明書その1は18ページから23ページでございます。

初めに、議案説明書により説明をさせていただきますので、議案説明書その1の18ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、施設の老朽化及び将来増加が見込まれる火葬需要に対応することを目的として、栃木市斎場を再整備するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市斎場条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、初めに位置を改めること、2つ目に「式場」及び「霊安室」を加え、「霊柩車」を削ること、3つ目に霊柩車に係る部分を改めること、4つ目に使用料を改めることでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが20ページ、21ページを御覧ください。第2条につきましては、位置について、「栃木市平井町338番地」を「栃木市岩舟町三谷1211番地の1」に改めます。

第3条につきましては、見出しについて、「施設等」を「施設」に改め、第3号に「式場」及び第4号に「霊安室」を加え、霊柩車に係る第2項を削ります。

第4条、5条、7条につきましては、第3条の改正に伴い、「施設等」を「施設」に改めます。

別表につきましては、施設使用料の改正になります。

22ページ、23ページを御覧ください。火葬場につきましては、本市の住民は無料とし、その他、こちらは市外の方が対象になりますが、大人「1万8,000円」を「5万1,000円」に、子供「1万3,000円」を「3万5,000円」に、死産児「7,000円」を「2万円」に、胞衣「2,000円」を「5,000円」に改めます。また、待合室については、和室、ロビーの区分をやめること。新設される式場、こちらについては1式場、昼間の4時間以内ですが、これは告別式や通夜式を想定したものでありますが、本市の住民が6,000円、その他市外が1万2,000円に。1式場夜間、こちらは通夜式終了後、遺族がご遺体を見守るために滞在するときの施設使用料であり、本市の住民が1万円、その他を2万円とすること。同じく新設される霊安室については、1体24時間以内で、本市の住民が2,500円、その他が5,000円とすること。備考において昼間、夜間を規定すること。霊柩車の使用料に係る部分について削ること。以上が改正案の内容となります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の35ページ、36ページを御覧ください。条例の制定分につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は、新斎場の供用開始を予定しております令和5年10月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 式場と霊安室ができるということで、これで市民のメリットといたしますか、いい点はどんなことが考えられるでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 式場、霊安室というのは、今まで栃木の斎場にはなかったものがあります。式場につきましては、小規模な式、低所得者を想定しているものでありますけれども、20名程度が利用できる式場を整備する予定となっております。また、霊安室、こちらにつきましては家族葬等で使うことが想定されますけれども、一応2体安置できるよう整備する予定となっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 附則の部分で、これ令和5年の10月ということなのですけれども、今改正する理由というものは何なのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 今回、新斎場整備に当たりましては、PFIに基づく整備ということで、施設の設計、建設、維持管理、運営、全ての業務を行っていただく形になります。それに伴いまして、この後また議案で説明させていただきますけれども、業者の契約及び指定管理者の指定が絡んできます。指定管理者を指定するに当たりまして設置条例、そちらも改正する必要があると判断しまして、今回条例改正をさせていただく形になります。よろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第4、議案第28号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 障がい福祉課の廣田と申します。よろしくお願いたします。議案第28号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では37ページから42ページ、議案説明書その1では24ページから33ページとなります。

初めに、議案説明書24ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、説明書に記載の11項目ですが、新旧対照表を基にご説明いたしますので、次の26、27ページを御覧ください。参照条文につきましては省略させていただきます。このたびの改正は、国が定める基準に利用者の人権擁護、虐待防止、感染症の対策等に係る基準が追加されたことによるものです。

説明書27ページの第3条第3項では、障がい者支援施設の一般原則が改められております。具体的には利用者の人権擁護、虐待防止等のため、委員会の設置等必要な体制の整備と職員に対する研修の実施をしなければならないとするものであります。

同ページの第7条第3項では、非常災害対策として障がい者支援施設の災害対策訓練の実施に当たり、地域住民の参加、連携に努めることが加えられています。

なお、同条第4項は、第3項の追加による項の繰下げによるものです。

同ページの第11条第5号は、就労移行支援を行うに当たり、就労支援員の常勤要件が廃止されています。

次の29ページの第12条第1項及び第2項では、前述の就労支援員の常勤要件を廃止したことにより、任用条項が改められております。

同ページの第19条第5項では、利用者に対する相談等の支援につきましてテレビ電話装置等も利用、その他の対面に相当する方法により行うことも可能とするものでございます。

29ページ、31ページにわたる第28条第3項では、障がい者支援施設において就労移行支援の提供に当たり、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には指定就労定着支援事業者との連絡調整を行われなければならないことが追加されております。

31ページの第28条第4項では、障がい者支援施設において就労継続支援B型の提供に当たり、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことが追加されております。

同ページの第37条第4項では、障がい者支援施設職員の勤務体制の確保が追加されております。

同ページの第37条の2では、障がい者支援施設における感染症や非常災害の発生時において利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定について追加されております。

31ページ、33ページにわたる第39条第2項では、障がい者支援施設における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防に係ることが追加されております。

同じ33ページの第41条第3項では、障がい者支援施設におきまして、やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないこととされております。

同じ33ページの第45条の2では、障がい者支援施設における虐待の発生、またはその再発を防止するため、その対策を検討する委員会の開催や研修の実施、担当者の配置等の措置を講じなければならないこととされております。これまでが本条例の改正概要となります。

それでは、議案書の37ページを御覧ください。37ページは条例の制定文、38から42ページは条文の改め文となり、附則として、本条例の施行を令和3年4月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この栃木市障がい者支援施設に該当する施設はあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内には5施設あります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 26ページの第3条の3ですか、責任者を設置するというのが、それがなくなって必要な体制を整備するということなのですかけれども、これは先ほど出た委員会とかということを表しているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お見込みのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 同じく26ページの11条の（5）の「就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない」というのが削除されたということなのですから、これは常勤の方がいなくなるということで、これに代わるような、何か担保されるようなことはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 常勤の条件というのは、就労支援の場合には、その利用者さんが常時利用されているわけではない場合がございますので、部分的な、いわゆるパート、臨時的に雇うということでのフォローということにつながるものですから、利用者がいないときに従業員を配置する必要はないという解釈の下で考えられていると思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第5、議案第29号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第29号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では43ページから48ページ、議案説明書その1では34ページから45ページとなります。

初めに、議案説明書34ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要については、説明書に記載の12項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の36、37ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、第28号と同様で、国が定める基準に利用者の人権擁護、虐待防止、感染症の対策等に係る基準が追加されたことによるものです。

説明書37ページの第3条第3項では、指定障がい者支援施設の一般原則が改められております。具体的には、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、委員会の設置等必要な体制の整備と職員に対する研修の実施をしなければならないとするものであります。

同ページの第5条第4号では、就労移行支援を行うに当たり、就労支援員の常勤要件が廃止されております。

同ページの第6条第1項及び第2項では、前述の就労支援員の常勤要件を廃止したことにより引用条項が改められております。

次の39ページの第13条第1項では、引用条項を改めております。

同ページの第25条第5項では、利用者に対する相談員等の支援について、テレビ電話装置の利用、その他の対面に相当する方法により行うことも可能とするものです。

次の41ページの第34条第3項では、指定障がい者支援施設において就労移行支援の提供に当たり、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないことが追加されております。

同ページの第34条第4項では、指定障がい者支援施設において就労継続支援B型の提供に当たり、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことが追加されております。

同ページの第44条では、引用条項を改めております。

同ページの第45条第4項では、指定障がい者支援施設職員の勤務体制の確保等が追加されております。

41ページ、43ページにわたる第45条の2では、指定障がい者支援施設における感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定について追加されております。

同じ43ページの第47条第3項では、非常災害対策として指定障がい者支援施設の災害対策訓練の実施に当たり、地域住民の参加、連携に努めることが加えられています。

なお、同条第4項は、第3項の追加による項の繰下げによるものでございます。

同ページの第48条第2項では、指定障がい者支援施設における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防に係ることが追加されております。

同ページの第50条第2項では、指定障がい者支援施設の掲示に係る項目が追加されております。

次の45ページの第51条では、指定障がい者支援施設において、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施の措置を講じなければならないこととされております。

同じ45ページの第57条の2では、指定障がい者支援施設における虐待の発生、またはその再発を防止するため、その対策を検討する委員会の開催や研修の実施、担当者の配置等の措置を講じなければならないこととされております。これまでが本条例の改正概要となります。

それでは、議案書の43ページを御覧ください。43ページは条例の制定文、44から48ページは条例の改め文となり、附則として、本条例の施行を令和3年4月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 前の議案の28号と違う部分というのは掲示を改めること、50条関係のこの部分だけで、あとは一緒だということによろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） ほぼお見込みのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例に該当する施設というのは市内でどのぐらいあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 先ほどと同じように5施設となります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第6、議案第30号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第30号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では49ページから55ページ、議案説明書その1では46ページから61ページとなります。

初めに、議案説明書46ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、説明書に記載の12項目ですが、新旧対照表を基にご説明いたしますので、次の48ページ、49ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、第28号と同様で、国が定める基準に利用者の人権擁護、虐待防止、感染症の対策等に係る基準が追加されたことによるものです。

説明書49ページの第3条第3項では、障がい福祉サービス事業者の一般原則が改められております。具体的には、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、委員会の設置等必要な体制の整備と職員に対する研修の実施をしなければならないとするものでございます。

同ページの第8条第3項では、非常災害対策として療養介護事業所の災害対策訓練の実施に当たり、地域住民の参加連携に努めることが加えられております。

なお、同条第4項は、第3項の追加による項の繰下げによるものでございます。

同ページの第17条第5項では、利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話装置の利用、その他対面に相当する方法により行うことも可能とするものです。

次の51ページの第25条第4項では、療養介護事業所職員の勤務体制の確保等が追加されております。

同ページの第25条の2では、療養介護事業所における感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定について追加されてお

ます。

同ページの第27条第2項では、療養介護事業所における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防に係ることが追加されております。

次の53ページの第28条第3項では、療養介護事業所において、やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修実施等の措置を講じなければならないこととされております。

同ページの第32条の2では、療養介護事業所における虐待の発生、またはその再発を防止するため、その対策を検討する委員会の開催や研修の実施、担当者の配置等の措置を講じなければならないこととされております。

同ページの第44条の2第2項では、生活介護事業者は、その生活介護の提供を受け、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことが追加されております。

次の55ページの第48条第2項では、生活介護事業所における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防に係ることが追加されております。

同ページの第50条、第55条、第60条では、それぞれの引用条項を改めております。

次の57ページの第63条は、就労移行支援事業所における就労支援員の常勤要件が廃止されております。

同ページの第64条では、前述の就労支援員の常勤要件を廃止したことにより、引用条項が改められております。

同ページの第67条では、就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合は、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないことが追加されております。

同ページの第69条では、引用条項を改めております。

57ページ、59ページにわたる第71条の3では、就労継続支援A型事業者は、厚生労働大臣が改める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないことが新たに追加されております。

59ページの第82条第2項では、就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことが追加されております。

同ページの第84条、第87条では、それぞれの引用条項を改めております。

59ページ、61ページにわたる第89条では、多機能型事業所の職員の配置基準に係る引用条項を改めております。これまでが本条例の改正概要となります。

では、議案書の49ページを御覧ください。49ページは条例の制定文、50から55ページは条例の改め文となり、附則として、本条例の施行を令和3年4月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例は、障がい福祉サービスの部分ということで、先ほどの内容とほとんど同じなのかなと思うのですが、何か違う部分はあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 内海委員がおっしゃるように、ほとんどのものと同じなのですが、違うところは、就労系のところで、新たに厚生労働省が指定する、特に就労継続支援A型の事業所が自ら評価を行って、その結果を自ら公表するという作業が増えるということになります。そのほかにつきましては、ほぼ同様ということでご理解いただければ分かりやすいかと思います。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例が適用される施設数、市内は何施設ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） サービスがかなり多くなるので、100件を超す事業所が適用になります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今までこの条例の改正で同じような改正を行う予定の中の、委員会を設置してというところが出てくるのですが、この委員会を設置は、その施設にある委員会、例えば第三者委員会とか、そういうことの設置なののでしょうか、それともこのために改めて新しくつくらなければいけないという認識なののでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 今のところ、その該当する委員会というのは存在していないというふうに解釈されておりますので、新たに設置するということになるかと思えます。委員の構成につきましては、指定されているわけではないので、当然第三者の委員会に関わる人が入るとかということ、可能性はあるかもしれませんが、そちらは事業所にお任せになっております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） B型の事業所ということと、あとA型の事業者ということが出てくるのですが、条例によってこのB型が出てきたりA型が出てきたりということ、なぜこういうふうに違うのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） もともとの条例の設定の中でA型とB型の違いがあるのですが、A型とB型の大きな違いというのは、その利用者の方の契約、いわゆる雇用契約が発生するかしないかというのが大きな点でございまして、それによりましてその利用者の扱い方が変わることがありますので、そこが原点となるかと思えます。そのようにご理解いただければ分かりやすいかと思えます。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

川上委員。

○委員（川上 均君） Aが軽くてBが重度の方みたいな印象を受けているのですが、条例によって、このB型が条例に出ている条例とA型が条例に出ているB型が出ていないというのはなぜかということなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 基本はA型が中心となります。A型は、先ほどご説明させていただきましたとおり、利用者が雇用契約を結ぶということが前提になりますので、B型につきましてはその雇用契約がなくて工賃、いわゆる出来高払いということになるものですから、雇用契約がなくなるということなのですが、A型の基準を基にB型がうたわれているものですから、そのA型に準じるという準用のものが入っているのと入っていないときによって、その表現が出てくるということでご理解いただければありがたいです。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第7 議案第31号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第31号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では56ページから70ページ、議案説明書その1では62ページから107ページとなります。

初めに、議案説明書62ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要については、説明書に記載の16項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の64、65ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、第28号と同様で、国が定める基準に利用者の人権擁護、虐待防止、感染症の対策等に係る基準が追加されたことによるものです。

説明書65ページの第3条第3項では、指定障がい福祉サービス事業者の一般原則が改められております。具体的には利用者の人権擁護、虐待防止等のため、委員会の設置等必要な体制の整備と職員に対する研修の実施をしなければならないとするものであります。

同ページの第32条では、指定居宅介護事業者に係る引用条項が改められております。

同ページの第34条第4項では、指定居宅介護事業所職員の勤務体制の確保等が追加されております。

同ページの第34条の2では、指定居宅介護事業所における感染症や非常災害の発生において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定について追加されております。

次の67ページの第35条第3項では、指定居宅介護事業所における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防等に係ることが追加されております。

同ページの第36条第2項では、指定居宅介護事業所の掲示に係る項目が追加されております。

67、69ページにわたる第36条の2では、指定居宅介護の提供において、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、必要な事項の記録、身体拘束の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないとすることとされております。

次の69ページの第41条の2では、指定居宅介護事業所における虐待の発生、またはその再発を防止するため、その対策を検討する委員会の開催や研修の実施、担当者の設置等の措置を講じなければならないとされております。

同ページの第44条、69、70、71ページにわたる第44条第2項、71ページの第49条第1項、71ページ、73ページにわたる第49条第2項では、掲示に係る引用条項を改めております。

73ページの第60条では、指定療養介護事業所の利用に対する相談等の支援について、テレビ電話装置の利用、その他の対面に相当する方法により行うことも可能とするものでございます。

同ページの第69条では、掲示に係る引用条項を改めております。

同ページの第70条第4項では、指定療養介護事業所職員の勤務体制の確保等が追加されております。

次の75ページの第72条第3項では、非常災害対策として指定療養介護事業所の災害対策訓練の実施に当たり、地域住民の参加、連携に努めることが加えられています。

なお、同条第4項は、第3項の追加による項の繰下げによるものでございます。

同ページの第73条第2項では、指定療養介護事業所における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防に係ることが追加されております。

同ページの第74条第2項では、掲示に係る項目が追加されております。

同ページの第75条は、第36条の2を準用することで条が削除されています。

次の77ページの第77条第2項第4号及び第78条では引用条項、こちらは身体拘束、業務継続計画、虐待防止等の引用条項ですが、こちらを改めております。

同ページの第87条の2第2項では、指定生活介護事業者は、その指定生活介護の提供を受け、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことが追加されております。

同ページの第91条では、掲示に係る引用条項を改めております。

77、79ページにわたる第92条第2項では、指定生活介護事業所における衛生管理として、感染症及び食中毒の予防に係ることが追加されております。

79ページの第94条第2項では、掲示に係る項目が追加されております。

同ページ第95条、79、81ページにわたる第95条の5、81ページの第110条、同ページの第110条の4、同ページの第123条、83ページの第149条、同ページの第149条の4では、業務継続計画、身体拘束、地域との連携、記録の整備等の引用条項を改めております。

同ページの第158条第2項第4号では、身体拘束に係る引用条項を改めております。

83、85ページにわたる第159条、85ページの第159条の4では、業務継続計画、身体拘束に係る引用条項を改めております。

同ページの第163条では、指定就労移行支援事業所における就労支援員の常勤要件が廃止されて

おります。

同ページの第164条では、前述の就労支援員の常勤要件を廃止したことにより、引用条項が改められております。

85、87ページにわたる第170条第2項では、指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないことが追加されております。

同ページの第172条では、指定就労移行支援の事業に係る引用条項、こちらは業務継続計画、身体拘束、地域との連携、記録の整備等に係る引用条項が改められております。

同ページの第183条第2項では、指定就労継続支援A型事業所は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことが追加されております。

次の89ページの第184条の3では、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないことが新たに追加されています。

同ページの第185条、同ページの第190条、91ページの第194条では引用条項、業務継続計画、身体拘束、地域との連携、記録の整備等が改められております。

同ページの第194条の8第2項では、指定就労定着支援事業所の利用者に対する支援の提供について、テレビ電話装置の利用、その他対面に相当する方法により行うことも可能とするものです。

91ページ、93ページにわたる第194条の12、93ページの第194条の20では引用条項、こちらも業務継続計画、掲示、秘密の保持、苦情解決等の引用条項が改められております。

同じ93ページの第196条第3項では、字句の整理を行っております。

同ページの第200条第6項では、指定共同生活援助事業所職員の勤務体制の確保が追加されております。

次の95ページの第201条では引用条項が改められております。

同ページの第201条の4第4項と第5項では、字句の整理を行っております。

95、97ページにわたる第201条の11では引用条項、こちらにつきましては業務継続計画、身体拘束、地域との連携、記録の整備に係る引用条項が改められております。

97ページの第201条の14第3項では、字句の整理をしております。

次の99ページの第201条の21第5項では、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所職員の勤務体制の確保が追加されております。

同ページの第201条の22では引用条項、こちらも業務継続計画、身体拘束、地域との連携、記録の整備が引用条項で改められております。

次の101ページの第202条第1項、また同条第2項では引用条項、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者等の引用条項が改められております。

同ページの第210条第1項から105ページの第5項では業務継続計画、身体拘束、地域との連携、健康管理等の引用条項が改められております。

105ページの附則3と4では、指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護を利用する場合の特例が、令和6年3月31日まで延期されているものです。これまでが本条例の改正概要となります。

では、議案書の56ページを御覧ください。56ページでは条例の制定文、57から70ページは条文の改め文となり、附則として、本条例の施行を令和3年4月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは、第30号と同じ内容でいいのだらうなと思うのですが、何でこんなにボリュームが違うのかなというところは、なぜなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 30号との違いということになるのですが、30号につきましては、よく言われる最低基準と言われるものについての整備となります。31号については、指定基準ということに関する条例の整備というふうになります。最低基準と指定基準の違いということに疑問を持たれるかと思うのですが、最低基準につきましては、サービスの提供に当たりまして主に施設を必要とする事業所の適正な運営を担保するために、直接支援には係らない基準を規定しております。一方、その指定基準につきましては、障害者総合支援法に基づきまして事業の運営に必要な事項を規定しております。いわゆる事業をやって報酬をもらうということになったときには、この指定基準に沿った形で整備をしていただかなくてはいけないという違いがございます。それによりまして、同じような内容でもちょっとボリュームが変わるということでご理解いただければ分かりやすいかと思えます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これが該当する施設というものは、先ほどの30号と同じ答えでよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お見込みのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今までの条例の改正の中でも出てきました、第34条の2項の中の感染症や非常災害の発生時においてといったときに、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画というものが義務づけられているわけですね。全部そうだと思うのですが、そのときの今回のコロナに対しての対応を施設においてどのような形でやって、またサービス提供を継続するという内容の計画書だと思うのですが、大体もう4月から施行しなくてはいけない、6年までかけて整備しなくてはいけないことだと思うのですが、計画の内容をちょっと教えていただければと思います。これとこれとこれだけは最低必要だというのは国の基準で来ているのかなと思うのですが。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 今のところ手元にはそういう資料は届いていませんで、このたびのコロナの対策に関しまして、一部ではいわゆる在宅支援とかということも認められているものがございますが、基本これらの事業所につきましては、非常時においても業務を継続していただくことが前提で国からは指示がされておまして……すみません、今ちょっと違いがありまして、今月3月末に国から告示されるという予定でございます。3月末で。その業務継続計画のモデルが3月末で告示される予定でございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そうすると、この条例の施行はこの4月からなので、2年間かけてその計画をつくって、コロナとか災害とかでなっても業務継続をしていくような整備をしていく概要が今回3月の末に来るといって、そういう認識でよろしいですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お見込みのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そうしましたら、今コロナの感染が拡大してきてもう1年になりますけれども、各事業所はそういう対応といたしますか、非常時のときのものは今までのマニュアルに沿って、いろんなその事業所によって対策が違いながらやってきたということよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 今でも非常事態の場合、いわゆる食中毒や感染症に関するマニュアルというのは作られている状況でございます。ただ、新型コロナウイルス、特にそちらに関しましては対応策がないことで、国としての指針に、考え方につきましても、例えば皆さんもご存じのとおり定員の半分で、入場者を制限してくださいとかというもろもろの指針に準じて、その事業所についても支援を行ってきたという経緯がございます、それをより具体的に計画として盛り込むということでの解釈だと考えております。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時25分）

○委員長（氏家 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第8、議案第32号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第32号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では71ページから75ページ、議案説明書その1では108ページから115ページとなります。

初めに、議案説明書108ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、説明書に記載の7項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の110ページ、111ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このた

びの改正は、議案第28号と同様で、国が定める基準に利用者の人権擁護、虐待防止、感染症の対策等に係る基準が追加されたことによるものです。

説明書111ページの第2条第4項では、福祉ホームの一般原則が改められております。

同ページの第5条第3項では、非常災害対策につきましてのものが加えられております。

なお、同条第4項は、第3項の追加による項の繰下げによるものでございます。

同ページの第7条第2項第2号及び同項第3号では、引用条項が改められております。

同ページの第12条では、福祉ホーム職員の勤務体制の確保が追加されております。

次の113ページの第13条以降の条は、すべて繰下げにされております。

同ページの第13条の2では、福祉ホームにおける業務継続計画の策定について追加されております。

同ページの第14条第2項では、福祉ホームにおける衛生管理につきまして追加されております。

同ページの第15条から第17条につきましては、条の繰下げによるものでございます。

113ページ、115ページにわたる第17条の2では、福祉ホームにおける虐待について追加されております。これまでが本条例の改正概要となります。

では、議案書の71ページを御覧ください。71ページは条例の制定文、72から75ページは条例の改め文となり、附則として、本条例の施行を令和3年4月1日から施行とするものでございます。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちなみに、福祉ホームというか、この条例に規定される施設というのは市内に何施設ぐらいあるのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内にはございません。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第9、議案第33号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第33号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では76ページから80ページ、議案説明書その1では116ページから123ページとなります。

初めに、議案説明書116ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、説明書に記載の7項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の118ページ、119ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、議案第28号と同様で、国が定める基準に利用者の人権擁護、虐待防止、感染症の対策等に係る基準が追加されたことによるものです。

説明書119ページの第2条第4項では、地域活動支援センターの一般原則が改められております。

同ページの第4条第3項では、非常災害対策について加えられております。

なお、同条第4項は、第3項の追加による項の繰下げによるものでございます。

同ページの第6条第2項第2号及び同項第3号では、引用条項が改められております。

119、121ページにわたる第14条は、地域活動支援センターの職員の勤務体制の確保が追加されております。

121ページの第15条は、第14条以降の条が全て繰下げされていることによるものです。

同ページの第15条の2では、地域活動支援センターにおける感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画の策定について追加されているものです。

同ページの第16条第2項では、地域活動支援センターにおける衛生管理について追加されております。

同ページの第17条から第9条につきましては、条の繰下げによるものでございます。

123ページの第9条の2では、地域活動支援センターにおける虐待の防止について追加されているものでございます。これまでが本条例の改正概要となります。

では、議案書の76ページを御覧ください。76ページは条例の制定文、77から80ページは条文の改め文となり、附則として、本条例の施行を令和3年4月1日から施行とするものでございます。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例に該当する施設は、市内で何施設あるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内には4施設ございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 障がい者福祉の関係で一連の条例の改正ということだったのですけれども、人権とか新型コロナとかテレビ電話とかというのがあられるわけですが、これをやっぱり行政が掌握するという理解でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） こちらのほうでは、課が変わるのですけれども、検査指導係というものがございまして、各事業所に赴きまして実地指導する機会がございます。そのときにこういうものをご確認させていただいているという状況下にありますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

委員の皆様、少しお待ちをいただきたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第10、議案第34号 栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） ただいまご上程いただきました議案第34号 栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては81ページ、議案説明書は124ページでございます。

それでは、まず議案書の81ページを御覧ください。議案第34号 栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定について提案理由でございますが、栃木市保護費即時払基金を増額するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正するというものです。

次に、改正の概要ですが、議案説明書の126ページ、127ページの新旧対照表を御覧ください。第2条、現行は基金の額は150万円以内となっております。それを300万円以内に変更するというものです。

124ページにお戻りください。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書82ページを御覧ください。条例改正文になります。附則として、令和3年4月1日から施行するというものです。

以上で議案第34号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例を改正するに至った理由をお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 生活保護につきましては、保護の申請を受理した日から原則14日以内に保護の決定を行っています。その際に保護費の支給も行っていますが、通常の支払い手続では

申請日から14日後に保護費を支給することが難しい状況ですので、保護費即時払基金から必要な額を支給しております。今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活困窮された方が1日に何件も申請が重なると、保護費即時払基金に不足が生じまして、必要な保護費の即時払いができなくなるおそれがあるため、基金を増額するものでございます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今の実際の基金は幾らで、今度幾らまでやろうとしているのかお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 現在は、条例で150万円以内となっておりますので、150万円の基金を運用しております。このたび令和3年度の当初予算案、この後ご審議いただくかと思えますけれども、そこで50万円増を要求しておりまして、これがお認めいただければ、基金の額は200万円ということになる予定でございます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 200万円あれば、取りあえずそういう急場はしのげるかなという見通しでよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 内海委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 実績といたしますか、実際に何件ぐらいの利用があったのかというのは分かりますでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 年間に、今年度2月1日までの数字でございますけれども、申請が136件ありましたので、この方々の決定の際には、この基金を利用して第1回目の保護費を支給しております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

委員の皆様、少しお待ちをいただきたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第11、議案第35号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） こんにちは、よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第35号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書につきましては83ページから86ページ、議案説明書は議案説明書その1、128ページから135ページであります。

先に議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書その1、128ページをお開きください。提案理由でございますが、介護保険事業計画の見直し及び介護保険施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては2点ほどございます。主なものは、1番目の令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を改めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、130ページ、131ページをお開きください。改正する内容は新旧対照表でご説明いたします。第3条は、保険料率について規定しております。第8期介護保険事業計画の策定に際し、被

保険者、要介護者の推計、第7期の施設整備状況、介護給付費等の伸び率などを勘案し、国の見える化システムにより、保険料の算定を行いました。算定された基準額は、議員研究会で報告いたしました、月額5,998円、年額7万1,976円でございます。

なお、改正箇所が多岐にわたりますので、内容の変更点の主要部分のみご説明をさせていただきます。

131ページの改正案の第1号につきましては、所得の一番低い方、第1段階の方には保険料基準額7万1,976円に0.5を掛けた金額になります。

同じように、第2号につきましては、基準額に対し0.65、第3号につきましては0.75、第4号につきましては0.85をそれぞれ掛けた金額となります。

第7号につきましては基準額と同額でございます。

第6号からは、市民税本人課税の方に対する保険料となります。こちらからは、所得に応じ基準額に対して割増しとなります。第6号では基準額に1.2を掛けた金額となります。

第6号の規定からアとイという項目が出てまいります。アの項目につきましては、簡単に言いますと合計所得金額の算定方式として課税年金収入額から公的年金等の控除をし、雑所得のある方は雑所得にのせたものが合計所得とするということを記載したものでございます。そして、今回は租税特別措置法が改正された関係の引用条項が追加となっております。

そして、イにつきましては、所得により該当する本来の所得段階よりも低い段階であれば生活保護の適用にならないでサービスを受けられる方、これを境界層該当者と申しますが、その取扱いについての規定であり、この後説明いたします第13段階を新たに設けたことを受けた改正となっております。

そして、第7号につきましては、保険料基準額に対して1.3を、次の133ページで、第8号につきましては1.5を、第9号につきましては1.75を、第10号につきましては2を、第11号につきましては2.25を、第12号につきましては2.5を、それぞれ掛けた金額となります。

次に、第13号でございますが、第8期では介護保険料の上昇抑止策の一つとして所得段階をさらに細分化し、合計所得1,200万円以上の方には基準額の2.75倍を負担していただく第13段階を新たに規定するものとなります。

その下の第2項でございますが、先ほど第1段階は保険料基準額に0.5を掛けると申しましたが、国の低所得者への保険料軽減制度を活用いたしましてさらに0.2を減じ、保険料基準額の0.3、年額で2万1,592円とし、そして第2段階は0.65からさらに0.25を減じて基準額の0.4、年額で2万8,790円、第3段階は0.75からさらに0.05を減じて基準額の0.7、年額5万383円といたします。これは、消費税10%への増税に伴う国の低所得者への保険料軽減制度を第8期においても継続して取り入れるというものでございます。

次に、附則でございますが、これは令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基

準の特例でございます。これは、平成30年度税制改正が本年4月より施行されることにより、給与所得控除及び公的年金控除額が一律に10万円引き下げられることから、結果的に合計所得が増加する形となり、これにより従前の保険料所得段階よりも段階が上がり保険料が増加する可能性があることから、所得の合計額から10万円を控除することで、控除引上げの影響を受けないようにする規定をこちらに置くものとなります。以上で新旧対照表の説明を終わります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書83ページをお開きください。このページが条例の制定文、次の84ページから86ページが議案の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

86ページ、附則でございますが、施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行し、適用区分につきましては、第2項改正後の栃木市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については従前の例によるというものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 3年に1回の介護料の算定替えですよね。というのがあると思うのですが、それに伴って控除額が下がるから課税される方が増えるかもしれないので、その調整もここで一緒にしているというつくりの条例でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） こちらにつきましては、今回の8期に合わせてというわけではなくて、平成30年に税制改正が行われまして、その改正が本年の4月から適用になるということで、公的年金の控除額が10万円引き下げられてしまうので、結果的に所得が上がってしまうという現象が生じるということが国のほうでも把握しておりましたので、今回介護保険条例においてその10万円上がった分を相殺する、控除するというのを新たに設けるというのが国のほうの施行令で出てきたということを受けての改正ということで、また8期とはちょっと別の扱いという形での、一緒ではありますけれども、別の扱いでのものとなります。よろしく申し上げます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほどの国保のほうでもその所得の10万円の部分が合ったのですけれども、それがそれだけで出てくれば分かるのですが、3年に1度の保険料改定もこの中では行われているのですよね。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 先ほど基準額が5,900円と言っていたのですでしたか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 月額で5,998円で、年額に直しますと7万1,976円となります。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 同じなのかもしれないのですが、この値上げされた分を平均にすると月額でお幾らになるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） ですから、値上げされた総額割る加入者といいますか、65歳からの加入の方が月額にするとお幾らに、5,999円なのかどうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 恐れ入ります。ちょっと同じ答えにはならないかもしれませんが、第7期が5,600円、今回規定したのが5,998円という月額の基準額になって、あとは所得段階に応じて、所得段階でそれも人数が分かれますので、現在ではそこまではちょっと出していないような状況でございます。ご了承をお願いします。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 基準額が、介護保険がスタートした時点でお幾らだったかというのは分かりますか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 合併前の栃木市ですと2,483円、月額となっております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 倍以上ということなのですから、当時のスタート時点の納入率と現在の納入率というのは分かりますか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 介護保険は、ほぼほぼ特別徴収でございますので、99%徴収になります。それは昔も今も変わっておりません。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 135ページの2万1,592円という方がいらっしゃると思うのですが、例えばこの方の月の所得といいますか、年金生活者だったとすると月にどのぐらいの収入の方がこの2万1,592円になるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 市民税が非課税でございまして、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額を足しますと80万円以下の方になります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 値上げされる率は何%になりますか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 前期に比べまして7.1%の増になります。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 3年に1遍の国のほうの介護保険の関係で7.1%の値上げということで、当初、介護保険スタート時からすると現時点で2倍以上の値上げということになって、本当に高齢の方を苦しめているのが介護保険というのが浮かび上がっているのではないかというふうに思います。当時の国の政府の介護保険を導入したときの責任者といいますか、保険局長さんで堤さんとかという方がいらっしゃるのですけれども、その方が今言っているのは、今の現役世代が介護保険の制度に入るときには、もう国家的な詐欺状態に近づくのではないかというようなことをおっしゃっているということで、導入時からすると本当に保険あって介護なしみたいな、そういう状態にもうどんどんなってきたりして、地方自治体がもう限界に達しているというようなこともおっしゃっていて、そのとおりかなというふうに思います。

それと、消費税を10%にするときに、政府の内部でも公費負担、やっぱり6割、60%責任持とうという案が出たということなのですから、それが結局うやむやになってしまったということで、これまた大きな値上がりにつながってしまっているということになってきているというふうに思います。国の制度なのですから、やはりこういった大幅値上げ、20年前の当時からすれば、もうこの2倍以上の介護保険料ということは、やはり私どもは反対したいというふうに考えます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私からは、賛成の立場で討論させていただきます。

国のお話としては、それは置いておいて、栃木市としてできることについては、12段階に分けていたものを1段階細分化して13段階にした。これについては、低所得者への保険料の負担軽減を行ったということです。また、予算のところで話そうとも思いましたが、準備基金の繰入れ等

を行って、これに対して備えをしているという点を踏まえまして、市レベルとしては十分な対策をしていることから、賛成といたします。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

| | | | | | | |
|---|-----|------|------|-------|--------|-------|
| { | 賛 成 | 浅野貴之 | 小平啓佑 | 古沢ちい子 | 内海まさかず | 千葉 正弘 |
| | 反 対 | 川上 均 | | | | |

○委員長（氏家 晃君） 起立多数であります。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第12、議案第36号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第36号 栃木市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書につきましては87ページから111ページ、議案説明書は議案説明書その1の136ページから201ページでございます。

先に議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書その1の136ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市に住所を有する要介護の方へのサービス提供を行う認知症高齢者グループホームや定員18人以下の小規模の通所介護事業所のような地域密着型サービス事業所、市内に合わせて58事業所ございますが、における人員、設備及び運営に関する基準を国において定めておりますが、今般、国の基準の一部が改正されたことに伴い、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては20点ほどございまして、大きな改正点としましては4点ほどでございます。

なお、これから説明させていただく改正内容については、次の議案第37号から第39号の3件についても同様となる部分がございますことをご承知おきください。

1点目は、2の高齢者虐待防止に係る規定を定める部分、続いて137ページになりますが、2点目は5の業務継続計画の策定に係る部分、3点目は6の感染症対策に係る部分、4点目は11の介護従業者の認知症介護基礎研修受講に係る部分でございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、140ページ以降が新旧対照表でございます。地域密着型サービス事業は、大きく分けて9種類ございまして、市内に58事業所ございます。内容により複数のサービスにおいて同様の改正がございます。修正箇所、多岐にわたっております。この条例において、これまで説明した部分と重なる部分は省略させていただきまして、特徴的な部分についてご説明を申し上げさせていただきますと思います。

148ページを御覧ください。148ページから153ページの第48条でございますが、夜間対応型訪問看護において、地域の実情に応じて既存の地域資源、地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、オペレーターについては、利用者の処遇に支障がない場合は、併設施設等の職員や随時訪問サービスを行う訪問介護員との兼務を可能とすることを定めたものでございます。

次に、153ページの第57条でございますが、先ほどの第48条と同様の観点から、利用者の処遇に支障がない場合は、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内においては、夜間対応型訪問看護の事業の一部を他の訪問介護事業所等に委託することとともに、複数の事業所間で通報の受付を集約化することを可能とすることを定めたものでございます。

次に、155ページの第58条でございますが、サービスつき高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、夜間対応型訪問看護事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外の方に対してもサービスの提供を行うよう努めることを定めたものでございます。

次に、165ページの第104条でございますが、特別養護老人ホームなどに併設し、食堂などを互いに共用する共用型認知症対応型通所介護において人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と併せて同一敷地内の本体施設事業所の職務に従事可能であることを定めたものでございます。

次に、167ページの第112条でございますが、小規模多機能型介護事業所における介護職員が兼務可能である施設の形態等において、これまで広域型特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設において同一敷地内にある場合としていたものを「併設されている場合」に改めるものでございます。

次に、171ページの第131条でございますが、過疎地域において地域の実情により多機能系サービス、小規模多機能型居宅介護事業所の効率的運営に必要なであると市が認めた場合に、人員、設備基準を満たすことを条件として、一定期間に限り登録定員及び利用定員の超過を可能とすることを定

めたものでございます。ちなみに過疎地域、栃木市のほうでは該当する区分はございません。

次に、172ページから175ページの第139条であります。地域の特性に応じたサービスの整備、提供の促進及び安全確保や職員負担に留意しながら、人材の有効活用を図る観点から、第1項では認知症高齢者グループホームにおける夜間深夜時間帯の職員体制について、原則として1ユニットごとに1人以上の配置とされておりますが、3ユニットであり、要件を満たしている場合には例外的に2人以上の配置を緩和することができることを定め、第9項ではサテライト型事業所に係る人員配置基準を新たに定めたものでございます。

次に、175ページ、第140条第2項でございますが、第139条第9項と同様に、サテライト型事業所に係る人員配置基準として加えたもので、本体事業所における管理者との兼務を可能とすることを定めたものでございます。

次に、177ページの第142条でございますが、先ほど第139条のところでも申し上げましたが、地域の特性に応じたサービスの整備、提供の促進の観点などから、ユニット数を弾力化し、3以下に改めたものでございます。

次に、第146条第8項であります。認知症高齢者グループホームにおける外部評価の方法として、業務効率化の観点から、これまで定められていた外部評価機関による評価のほかに、公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議における評価を加えることにより、いずれの方法において評価を受けることが可能ということを決めたものでございます。

次に、183ページの第179条であります。地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームにおいて栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行うこととするため、現行の栄養士に加え管理栄養士の配置を位置づけ、栄養士または管理栄養士の配置を求めること。また第3項において、従来型とユニット型の施設を併設する場合の介護職員及び看護職員について、人材確保や職員の定着の観点から、これまで兼務不可としていた部分を緩和し、兼務可能とすることを定めたものでございます。

次に、189ページの第191条の2でございますが、第179条でもありましたが、地域密着型介護老人福祉施設において栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行うこととし、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを定めたものでございます。

次に、第191条の3であります。地域密着型介護老人福祉施設において口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを定めたものでございます。

次に、191ページの第203条でございます。介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、地域密着型介護老人福祉施設において、安全対策に係る担当者を置くことを定めたものでございます。

次に、193ページの第208条でございます。地域密着型介護老人福祉施設において、ケアの質を維持しながら人材確保や職員定着を目指しまして、ユニットケアを推進する観点から、1ユニット

当たりの定員を見直すとともに、感染症やプライバシーに配慮して個室化を進める観点から、新たにユニット型個室的多床室の設置を禁止することを定めたものでございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書87ページをお開き願います。このページが議案第36号の制定文、次の88ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書の新旧対照表でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

108ページからの附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、令和3年4月1日からの施行ということになります。また、経過措置といたしまして第2項から第5項、第8項、第9項及び第11項に係る部分については3年間、第10項の事故発生の防止等に係る措置を適切に実施するために担当者を配置するという部分につきましては6か月、本年の10月1日から施行という形で規定をされております。第6項のユニットの定員に係る部分については、当分の間、実態を勘案し、職員を配置すること及び第7項の本条例施行の際に現存する建物については、改正前の条例を適用することを規定しております。

以上で議案第36号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほどの説明の中で、ユニット型はもう廃止していくみたいなことを言われたのですが、方向性というのはどうなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 今回廃止していくことが決まったのは多床室のほうでございまして、ユニットについては今後も継続されます。そして、今回出てきたものは、幾つかのユニットがある中で隣り合わせで職員が行き来するのが簡易にできる場合は、夜間等にその職員の配置について緩和すると。3つのユニットで3人いたところを2人でも可だとすると、そういったものを定めたものとなっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） ユニット型ということなのですが、これは1つのユニットに1人の方が入居するというので、5ユニットあれば5人というような理解でよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ユニットには10名程度入るような形になります。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、それを15人とかということに増やしてもいいという理解でよろしいの

でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） それにつきましては、人員配置とかその施設の基準等が合致すれば認められるという改正となっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 多床室からユニット型ということなのですからけれども、どうしてもユニット型になると料金が大きく、負担が増えてしまうということもあるのですけれども、やはりそういった流れ、多床室というのはなくすということなののでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） こちらにつきましては国の方針で、プライバシーの観点などから個室、ユニットというものを進めるという方針に基づいたものとなっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第13、議案第37号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ただいまご上程いただきました議案第37号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書につきましては112ページから123ページ、議案説明書は議案説明書その2の1ページから29ページでございます。

先に議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書その2の1ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市に住所を有する要支援の方へのサービス提供を行う介護予防認知症高齢者グループホームや介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のような地域密着型介護予防サービス事業所、市内に22か所ございますが、における人員、設備及び運営に関する基準を国において定めておりますが、今般、国の基準の一部が改正されたことに伴い、栃木市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては15点ほどございます。これまでも今までも説明してまいりました部分と重なる部分でございます。1点目につきましては、2の高齢者の虐待防止に係る規定、2点目が介護事業者の認知症介護基礎研修受講に係る部分、3点目が7の業務継続計画の策定に係る部分、4点目は9の感染症対策に係る部分でございます。

4ページ以降が新旧対照表でございます。地域密着型介護予防サービス事業につきましては、大きく分けて3種類ございます。内容により複数のサービスにおいて同様の改正となっております。修正箇所、多岐にわたります。時間の都合もございませう。主要の部分、特徴的な部分についてご説明をさせていただければと存じます。

15ページの第45条でございますが、議案第36号と同様に、介護予防の小規模多機能型居宅介護事業所における介護職員が兼務可能である施設の形態等において、これまで広域型の特別養護老人ホーム、または介護老人保健施設について、同一敷地内にある場合としていたものを併設されている場合に改めるもの。

次に、19ページの第59条でございますが、過疎地域等において、地域の実情により介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の効率的運営に必要であると市が認めた場合に、人員、設備基準を満たすことを条件として、一定期間に限り登録定員及び利用定員の超過を可能とすることを定めたもの。

次に、20ページから23ページの第72条でございますが、地域の特性に応じたサービスの整備、提供の促進及び安全確保や職員負担に留意しながらの人材の有効活用を図る観点から、第1項では認知症高齢者グループホームにおける夜間深夜時間帯の職員体制について、原則として1ユニットご

とに1人以上の配置とされておりますが、3ユニットであり、要件を満たしている場合には例外的に2人以上の配置に緩和することができることを定め、第9項ではサテライト型事業所に係る人員配置基準を新たに定めたものでございます。

23ページの第73条でございますが、第72条第9項と同様に、サテライト型事業所に係る人員配置基準を加えたもので、本体事業所における管理者との兼務を可能とすることを定めたものでございます。

次に、25ページの第75条でございますが、第72条のところと同様に、地域の特性に応じたサービスの整備、提供の促進の観点などからユニット数を弾力化し、3以下に改めたものでございます。

次に、第80条であります。認知症高齢者グループホームにおける共同生活住居の管理者は、原則として他の事業所の管理者を兼務不可となっておりますが、同一敷地内にあるなど管理上支障がなければこの限りでないとしたものでございます。

次に、29ページの第88条第2項でございますが、認知症高齢者グループホームにおける外部評価の方法として、業務効率化の観点から、これまで定められていた外部評価機関における評価のほかに、公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議における評価を加えることにより、いずれの方法でも評価を受けることが可能であることを定めたものでございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書112ページをお開きください。このページが議案第37号の制定文、次の113ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書の新旧対照表でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

122ページからの附則でございますが、第1項の施行期日については、令和3年4月1日から施行いたします。また、経過措置といたしまして、第2項から第5項の虐待防止、業務継続計画の策定、感染症の予防、蔓延防止、認知症における研修の受講などにつきましては、3年間の経過措置を規定しております。

以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第37号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第14、議案第38号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ただいまご上程いただきました議案第38号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書につきましては124ページから130ページ、議案説明書は議案説明書その2、30ページから39ページでございます。

先に議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書その2、30ページをお開き願います。提案理由でございますが、要支援の方に対するケアプランを作成する介護予防支援事業所である地域包括支援センター、市内に8事業所ございますが、人員の基準、運営に関する基準、国が定めておりますが、国の基準の一部改正に伴い、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては8点ほどございまして、これまでと同様に、1点目が2の高齢者虐待防止の規定に係る部分、2点目が4の業務継続計画の策定の部分、3点目が5の感染症対策に係る規定を定めるものでございます。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

32ページ以降が新旧対照表でございますが、修正箇所については、これまでと同様のものとなりますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

では、議案書のほうを御覧いただきまして、議案書124ページをお開き願います。議案第38号の制定文となっております。次の125ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書の新旧対照表で御覧いただきましたので、説明は省略させていただきます。

128ページからの附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとしております。また、

経過措置といたしまして、虐待防止、業務継続計画、感染症、これらにつきましては3年間の経過措置を規定しております。

以上で議案第38号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第15、議案第39号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ただいまご上程いただきました議案第39号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書につきましては131ページから138ページ、議案説明書は議案説明書その2の40ページから53ページでございます。

先に議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書その2、40ページをお開き願います。提案理由でございますが、要介護の方に対するケアプランを作成するケアマネジャーが在籍する居宅介護支援事業所、市内に52か所、52事業所ございますが、これの人員基準、運営に関する基準を国が定めておりますが、国の基準の一部改正に伴い、栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、これまでと同様に13点ということで、大きな改正点は3点。1点目が高齢者虐待防止、2点目が業務継続計画、3点目が感染症に関する規定という部分でございます。

参照条文につきましては省略ということで、42ページからが新旧対照表でございます。主要の部分のみの説明とさせていただきます。

43ページの第6条第2項でございますが、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は主任介護支援専門員である必要がありますが、急な退職などやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とするものでございます。

次に、第7条第2項でございますが、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、作成したケアプランにおける各サービスの割合や、同一事業所によって提供されたものの割合などについて、利用者に説明を行うことについて規定したものでございます。

45ページの第16条の第9号でございますが、感染症防止の多職種連携の観点、推進の観点から、各種会議等において、テレビ電話等のICTを活用しての実施を認めることについて規定したものと、同条の第21号では、区分支給限度額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるなどのケアプランを作成する居宅介護支援事業者を点検、検証する仕組みの導入のため、市の求めがあった場合にケアプランを届け出ることについて規定したものでございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書131ページをお開きください。このページが議案第39号の制定文、次の132ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書のほうで御覧いただきましたので、説明は省略させていただきます。

137ページからの附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとするもの、ただし第16条第21号の区分支給限度額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるなどのケアプランを作成する事業者を点検、検証する仕組みについては、令和3年10月1日から施行とするものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 施行期日が違う、2つあるということで、4月1日から始めるのか。それはそれなりの理由があるということなのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 今回、業務継続計画とか感染症に係る部分、虐待に係る部分というのは3年間の経過措置、そして訪問回数が多いプランについての届出というのを6か月の

期間で準備して実施しなさいというものが示された部分、それ以外の部分については4月1日から施行するよというふうに定められたものとなっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そういうふうにするということは、ヘルパーさんが訪問する、そういうプランを極力立てるなというふうにも取れるのですけれども、そういう意図はやっぱりあるのですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） プランの適正化ということで、ケアマネジャーと会議の中で、ディスカッションをする中で、ケアプランを高めていこうというのが趣旨となっております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） この条例改正とその前の介護予防、そういったところで共通はしていると思うのですけれども、ちょっとよく意味が理解できないのが、テレビ電話ということが出ていますけれども、これは居宅の方とそのテレビ電話装置とかというのを利用して何かするという理解でよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ケアプランをやる中で、担当者会議で、今のところ相対で行っておりますが、今回コロナの感染症等もございまして、ウェブ会議というものも導入してもいいよというのが示されたものとなっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、その利用者の方とか家族の方とテレビ電話でいろいろなことを決めるという理解なのですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 一応それも可能だということでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そういった装置ということになると、利用者にとっては負担になるという方もいるし、使えないという方もいるとは思いますが、どうなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） そういう方も恐らくいらっしゃいますので、今回は可能とする部分だけでございます。できないところは相対で、引き続き感染防止を努めながら行うということになってくると思います。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第16、議案第40号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第40号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は139ページから140ページ、議案説明書は54ページから57ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、54ページをお開きください。議案第40号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります、栃木市大平南第2保育園は、築44年で老朽化が著しく、また永野川沿いに位置し、気象警報が発令されると避難する必要がある、さらに今年度卒園予定の園児を除く全ての在園児が令和3年度から他の園へ移籍することとなったところであります。このため、当園を廃止するに当り所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保育所条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要についてであります。56ページから57ページの条例改正新旧対照表をお開きください。第2条の改正でありまして、表中「栃木市大平南第2保育園」の項を削るものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、139ページをお開きください。栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定文についてであります。

次に、140ページをお開きください。一部改正の条文でありまして、改正の内容につきましては、先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則についてであります。本条例の施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 廃園ということで、地元の跡地の利用とか、あとは市の跡地の利用の考え方とかというのはありますか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

解体後の利活用についてでございますが、榎本公園という公園が隣接してございます。そういったこともございますので、公園を所管している公園緑地課、また管財課と今後協議してまいりたいと考えております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第17、議案第52号 事業契約の締結について（栃木市新斎場整備運営事業）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） ただいまご上程をいただきました議案第52号 事業契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書は169ページ、議案説明書はその2の110ページから112ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書その2の110ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、令和2年2月に総合評価一般競争入札の入札公告を行った栃木市新斎場整備運営事業につきまして、落札グループが新たに設立した特別目的会社である栃木新斎場整備運営株式会社と事業契約を締結することについて、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条、「地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。」と規定されていることから、議案とさせていただきます。

事業期間につきましては、栃木市議会の議決のあった日の翌日から令和21年3月31日までであり、事業概要といたしまして、大きく3つの業務に分かれております。1つ目に、施設整備事業として、アの事前調査業務から次のページのコのその他施設整備上必要な業務までの10の業務。2つ目に、維持管理業務として、アの建築物保守管理業務から、サの本事業終了時の引継業務までの11の業務。3つ目に、運営業務として、アの予約受付業務から、次のページのシのその他運営上必要な業務までの12の業務であります。詳細は記載のとおりであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の169ページをお開きください。事業契約の締結についてであります。1に契約の目的につきましては、栃木市新斎場整備運営事業であります。2の契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札であります。3の契約金額につきましては、52億7,363万1,155円であります。

なお、本事業はPFI法に基づく事業であり、事業期間が長期、約18年間にわたることなどから、ただし書として事業契約約款の定める方法により算出した金利変動及び物価変動による増減額並び

に当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに消費税率及び地方消費税率変更による増減額を加算した額としております。

契約の相手方につきましては、栃木県栃木市河合町5番3号、栃木新斎場整備運営株式会社、代表取締役白川裕康であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 特別目的会社、SPCをするのですけれども、その構成団体というものを教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 栃木市新斎場整備運営会社、こちらにつきましては、令和2年12月25日に設立いたしました。構成企業、株主に当たりますけれども、東亜建設工業株式会社、富士建設工業株式会社、有限会社山野井組、株式会社大高商事、この4企業となっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 物を建てるのと、あと維持管理していくというのと分かれてくると思うのですけれども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 主に建設業務に関わるのが東亜建設工業株式会社、有限会社山野井組。それと今回火葬場ということで、火葬炉の業務を担当するのが富士建設工業株式会社。それと維持管理運営に関わるのが富士建設工業株式会社と大高商事、こちらの企業がメインの企業となります。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 現在稼動している斎場で業務に当たっている方とか、そういった会社とかがこっちの新斎場のほうの業務とかというのはやるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 今、現斎場を管理運営している会社が今後も引き続きやるかということについては、まるっきりないことではないと思いますけれども、今のところは、今回落札事業者の中には、そういった企業の関心表明等はありませんので、関わってこないことが想定されます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません、契約金額のところ、消費税率及び地方消費税変更による増減額を加算した額ということなのですから、これはどういうことを意味しているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 今回PFI事業ということで先ほど説明しましたけれども、事業期間18年間あります。その期間中金利変動、今回民設民営で建てていただいて、市は割賦払いをしていく形になります。そうしたときの金利分、金利変動も大きく変動した場合は増減、減れば減額ということも考えられます。また、消費税今は10%ですけれども、今後消費税率というのも改定になることが、まだ先見えないところもありますので、こういった文言を記載しているところであります。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 意味するところは、18年こう分けて払うのだけれども、そのときによって値段が変わってきますよという意味なのですか。これは、何か全部一括で入っているよというふうにとれるのですけれども。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 委員おっしゃるとおり、意味としては、単年単年で見直しというのには必要になってくるものになります。よろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この表現が分からないのですけれども、こういうような増減額を加算した額がこの額ですよという意味ではないのですか、これは。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 今回提示させております52億円云々というのは、増減額は加味した金額にはなっておりません。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 大変大きな金額になるので、今、内海委員がちょっと聞いたことが気になっているのです。ということは、これいついつ時点のこれこれこういう条件で計算した時点の契約ですというふうにとり取っていいのですか。毎年見直すということはそういうことですね。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 今回の契約の金額につきましては、あくまでも提案時、入札日の単価となっております。ですので、今後18年間という長い期間の中では、金額は変わってくるのが想定されます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 物価云々もあるのですけれども、金利の変動と考えると、今よりも低くなることはあまり想定できないので、上がっていく一方、消費税も下がるということもなかなか見えにくいという、これは上がっていくことをやっぱり想定されるのですけれども、上がる想定は、想定だからできないということかもしれませんが、例えばこういうふうにならたらこれだけの金額が変動する可能性があるということは、試算は当然したのだと思うのですけれども、言える範囲でちょっとその辺のことも教えていただきたいと思っております。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 金利変動については、これ以上下がることもないかもしれません。一応金利変動につきましては、基準金利を6か月のLIBORベースということで、スワップレートを基準金利としております。また、物価変動につきましては、変更前の工事費と変更後の工事費で、差額が1,000分の15を超えるときにつきましては、その超えた額を基に割賦金利を再計算いたしまして割り出す形を取っております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） さっきの金利の関係で6か月云々というところがあったのですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 一応金利変動につきましては、全国的なものなのですけれども、ロンドン銀行間取引金利、これを基に採用しております。そこで発表されている金利をベースとして考えております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 具体的なことは、その金融機関の取引の関係で出てくると思うのですけれども、これ金利の扱いは固定なのか変動なのかと考えれば、変動で見ているということになっていいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 変動で見えております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第52号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第18、議案第53号 指定管理者の指定について（栃木市斎場）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） それでは、引き続き説明したいと思います。ただいまご上程をいただきました議案第53号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は170ページ、議案説明書はその2の113ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書その2の113ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、栃木市斎場の指定管理者に栃木市新斎場整備運営事業の事業者である栃木新斎場整備運営株式会社を指定することについて、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、地方自治法第244条の2第6項、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されていることから、議案とさせていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の170ページをお開きください。指定管理の指定についてであります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市斎場であります。指定管理に指定する団体は、所在地が栃木市河合町5番3号、名称は栃木新斎場整備運営株式会社、代表者は代表取締役白川裕康であります。指定期間は、令和5年10月1日から令和21年3月31日までの15年6か月でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理者ということなのですから、栃木市齋場というものは、栃木市はお金を払わずに建ててもらおうのですが、所有権というものはどこにあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼齋場整備室長。

○齋場整備室長（海老沼博行君） 新しい齋場の所有権ですけれども、施設が完了し、供用開始、令和5年10月1日ですけれども、その前に令和5年9月に所有権移転をいたします。それ以降、所有者は栃木市になります。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理料に建設費を含んで払っていくという、このつくりだとそういうふうになってくるのですか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼齋場整備室長。

○齋場整備室長（海老沼博行君） あくまで指定管理料につきましては、今回PFI事業の齋場整備運営事業の中の維持管理運営費、サービス購入料という形で、サービス購入料Aが施設整備に関わる費用の9割、こちらは合併特例債を活用して支払う金額ですけれども、それを令和5年10月までに支払います。建設費用の1割については、その後令和5年10月以降令和21年3月まで、割賦払いで支払います。サービス購入料Cというのがありまして、これが令和5年10月から令和21年3月までの維持管理運営費、いわゆる指定管理料に当たるところですけれども、あくまでも整備運営事業費の中で指定管理料は支払うという形になります。よろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までの我々への説明の中で、たしかAとかBとかあったような気がするのですが、大まかな理解の仕方というのは、物は民間さんが建ててもらって、そのサービス利用料という形で割賦で払っていくから、栃木市の負担はこの分で済むのだよという形ですよ。そうではないのですか。今はどういうふうな構造になっているのですか、お金払うのは。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼齋場整備室長。

○齋場整備室長（海老沼博行君） あくまで割賦で払う分につきましては、建設費の1割相当分を割賦で支払います。1割分については、だから事業者持ち出しになります。それを市が15年かけて払っていく形になります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。齋場建設のこの52億円のうち40億円ぐらいかなとは思いますが、40億円のうちの36億円は栃木市が一度に払うのですか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼齋場整備室長。

○齋場整備室長（海老沼博行君） 9割分払うというものは、建設費、維持管理運営費の部分は建設費には含まれておりませんので、あくまで令和5年9月引渡し時に払うのは建設費約32億円ありま

すけれども、その9割になります。残りの1割を15年半かけて払っていく。また、別途維持管理運営費については、維持管理運営が始まったときから毎年4半期ごとになりますけれども、その中で支払っていく形になります。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 物は三十何億円でしたか、6億円ぐらいで造って、32億円は完成時に払うということですよ、業者に対して。その後、指定管理料をやっていくと。その総計が、物価変動は別として、52億7,000万円ということで、それ物価変動以外のところでは、金利とかそういうもの以外のところでは出ていかないということによろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） あくまでこちらの金額については総額となります。よろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その中で栃木市が一括で払わなければいけない、いわゆる自前で造っても、同じようなものなのですからけれども、取りあえず9割は栃木市が出さなければいけないのですよね。その額というのも後で教えてください。お願いします。これは要望です。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 基本的には賛成なのですからけれども、大事なことを確認しておきたいと思えます。この新しくできた運営会社ですけれども、指定管理に値する、心配がないという判断をしているということでもいいのですよね。

○委員長（氏家 晃君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） あくまで要求水準書の要求を全て網羅しているということで、問題ないという認識であります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第53号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後 零時22分）

○委員長（氏家 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎発言の訂正

○委員長（氏家 晃君） ここで、執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） お時間をいただき、ちょっと説明させていただきます。

午前中、議案第52号 事業契約の締結についてご審議いただいた中で、事務局のほうの説明の中で、契約金額の中の金利変動割合について説明をさせていただきましたけれども、一部訂正をさせていただきます。

中身につきましては、金利変動割合につきましては基準日、提案日の金利と施設引渡し時の金利の差を比較しまして、その差額分について金額の変更をするというものになります。1回限りになります。その後、金利が変わっていても引渡し時の金利で支払いのほうをさせていただきます。

修正内容は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（氏家 晃君） お聞き取りのとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第19、議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

首長福祉総務課長。

○福祉総務課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の62、63ページをお開き願います。2款1項

15目諸費、補正額1,149万2,000円の増額であります。説明欄3行目、国県支出金返還金（子育て支援課）及び4行目の国県支出金返還金（保育課）につきましては、いずれも令和元年度の国からの交付金超過交付分を返還するために補正増したいというものであります。

66、67ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額300万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与や共済費について不用額が見込まれるため、補正減したいというものであります。

以下、各科目において計上しております職員人件費につきましては、同様の事由により補正するものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

72、73ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費、補正額1億536万8,000円の減額であります。説明欄2行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、低所得者の保険税軽減分等である保険基盤安定繰出金については、額の確定により補正増し、出産育児一時金繰出金、人件費繰出金については、決算見込額により補正減したいというものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、人件費繰出金については決算見込額により、保険基盤安定繰出金については額の確定に伴い、補正減したいというものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の療養給付費負担金の減額でありまして、額の確定に伴い補正減したいというものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、寄附金及び預金利子の実績により補正減したいというものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額5,687万7,000円の減額であります。説明欄1行目の特定疾患者介護手当支給費につきましては、特定疾患者、またはその家族に月額3,000円の手当を支給するものであり、対象者の人数が当初見込みを上回って推移していることから補正増したいというものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、当初、サービス支給料を多く見込んでいたこと、実際の利用料が少なかったことによる事業費の減額により補正減したいというものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、当初見込みに比べ、実際のサービス利用が少なかったことによる事業費の減額により補正減したいというものであります。

次の軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、対象者の人数が当初の見込みを上回って推移していることから補正増したいというものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額1億997万円の減額であります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、地域支援事業等の減額に伴い、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を補正減したいというものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、本年度公募した小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームの施設整備に応募者がなかったことから補正減したいというものであります。

のであります。

74、75ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額1,204万7,000円の増額であります。説明欄2行目の学童保育事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による小学校臨時休業に伴い、通常14時からの学童開設時間が午前中からと長時間になったことにより、放課後児童健全育成事業委託料に不足が生じる見込みのため補正増したいというものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、子ども未来基金への寄附金とふるさと応援寄附金を基金に積み立てるため、補正増したいというものであります。

次の新生児未来応援特別給付金支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り補助金に不用額が生じる見込みのため、補正減したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付費につきましては、今年度の給付額が利用実績から不足が見込まれるため、補正増したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付費につきましては、今年度の給付費が利用実績から過大になることが見込まれるため、補正減したいというものであります。

なお、この目におきましては、寄附金等の特定財源の充当により一般財源を減額する財源内訳の変更を財源内訳欄のとおり行いたいというものであります。

次に、2目児童措置費、補正額1億2,040万8,000円の減額であります。説明欄、児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、補正減したいというものであります。

次の子育て世帯プラスサポート給付金支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、委託費に不用額が生じる見込みのため、補正減したいというものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額950万円の減額であります。説明欄、母子父子自立支援事業費につきましては、給付金受給者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、補正減したいというものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、施設利用者が当初見込みを下回り、委託費に不用額が生じる見込みのため、補正減したいというものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額1,110万円の減額であります。減額の内容は、職員人件費のため省略いたしますが、併せて寄附金を特定財源として財源充当することにより、一般財源を減額する財源変更を行いたいというものであります。

5目保育所費、6目認定こども園費につきましては、職員人件費の減額のみのため説明を省略いたします。

78、79ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額1,500万円の減額であります。説明欄、健康診査事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、密を避けて受診者を制限した上で集団検診を実施したことで委託料が予算を下回る見込みのため、減額

補正したいというものであります。また、財源内訳がふるさと応援寄附金等の活用により変更となったことから、財源内訳の変更を行いたいというものであります。

次に、2目予防費、補正額500万円の減額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、同基金への寄附額が当初見込みを下回ったことから、補正減したいというものであります。

次に、3目環境衛生費、補正額254万7,000円の増額であります。説明欄、墓園管理基金積立金につきましては、本年度の永代使用料の総額及び預金利息を墓園管理基金に積み立てるため、補正増したいというものであります。

次に、4目斎場費、補正額293万9,000円の増額であります。説明欄、斎場管理運営委託事業費につきましては、斎場火葬炉点検の結果、火葬炉セラミックレンガ棟に経年劣化に伴う剥離や損傷が確認されたことから、緊急に火葬炉等修繕工事が必要となったため、補正増したいというものであります。

次に、5目公害対策費、補正額600万円の減額であります。減額の内容は、職員人件費のため説明は省略いたしますが、併せて土砂等の埋立て等事業許可申請手数料の増額補正に伴い、財源内訳の変更を行いたいというものであります。

80、81ページをお開きください。2項2目塵芥処理費、補正額1,626万9,000円の減額であります。説明欄、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業費につきましては、とちぎクリーンプラザ長寿寿命化総合計画等策定業務委託の入札を行い執行残が生じたため、補正減したいというものであります。

少し飛びますが、116、117ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費、補正額1,274万円の減額であります。説明欄2行目、人権教育事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集会所における一部の講座が中止になったことから、講師謝礼について不用額が見込まれるため、補正減したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、42、43ページをお開きください。上から3番目の表、14款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、267万3,000円の増額です。説明欄1行目、聖地公園永代使用料につきましては、当初想定より新規墓所購入者が多かったため、増額補正するものです。

次の墓地永代使用料（藤岡）につきましては、市営墓地の永代使用料収入2件分を増額補正するものです。

次の墓地永代使用料（西方）につきましては、菅ノ沢墓地と東上林墓地の永代使用料収入2件分を増額補正するものです。

14款2項3目1節保健衛生手数料につきましては、41万6,000円の増額です。説明欄、土砂等の

埋立て等事業許可申請手数料につきましては、当初想定より特定事業の許可申請が多かったため、増額補正するものです。

続きまして、44、45ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1,606万8,000円の減額です。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い増額補正するものです。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫負担金を減額補正するものです。

次の2節児童福祉費負担金につきましては、7,852万円の減額です。説明欄1行目、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費の補正減に伴い、国庫負担金を減額補正するものです。

次の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額となる見込みのため、減額補正するものです。

15款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、726万9,000円の減額です。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものです。

次の2節児童福祉費補助金につきましては、616万8,000円の減額です。説明欄1行目、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子自立支援給付金の補正減に伴い、国庫補助金を減額補正するものです。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業費の補正増に伴い増額補正するものです。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、給付費の補正増に伴い増額補正するものです。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、給付費の補正減に伴い減額補正するものです。

続きまして、48、49ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、2億4,027万7,000円の増額です。説明欄2行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3の県補助金及び国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い増額補正するものです。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正するものです。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の減額に伴い減額するものです。

次の2節児童福祉費負担金につきましては、1,757万円の減額です。説明欄1行目、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費の補正減に伴い、減額補正するも

のです。

次の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額となる見込みのため、減額補正するものです。

16款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、8,433万5,000円の減額です。説明欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものです。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、事業費の補正増に伴い増額補正するものです。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、本年度募集した小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームの応募がなかったことから減額補正するものです。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、同様に小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームの応募がなかったことから減額補正するものです。

次の2節児童福祉費補助金につきましては、1,343万円の増額です。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業費の補正増に伴い、県補助金を増額補正するものです。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、給付費の補正減に伴い減額補正するものです。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、給付費の補正増に伴い増額補正するものです。

次の施設型給付費補助金につきましては、給付費の補正増に伴い増額補正するものです。

続きまして、50、51ページをお開きください。2段目の表、17款1項2目1節利子及び配当金につきましては、122万7,000円の減額です。説明欄3行目、墓園管理基金利子につきましては、墓園管理基金利子を実績に基づき減額補正するものです。

次の地域福祉基金利子につきましては、地域福祉基金利子を実績に基づき減額補正するものです。

続きまして、52、53ページをお開きください。2段目の表、18款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、20万円の増額です。説明欄の社会福祉振興寄附金につきましては、寄附金を実績に基づき増額補正するものです。

次の2節児童福祉費寄附金につきましては、43万8,000円の増額です。説明欄の児童福祉費寄附金につきましては、寄附金を実績に基づき増額補正するものです。

次の4目1節保健衛生費寄附金につきましては、500万円の減額です。説明欄の新型コロナウイルス感染症対策寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人等からの寄附金が当初見込額を下回ったことから減額補正するものです。

19款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、1,014万円の増額です。説明

欄の後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、令和元年度に後期高齢者医療特別会計に繰り出した人件費繰出金等について、決算額の確定に伴い一般会計に戻し入れする必要が生じたので、増額補正するものです。

次の3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、534万6,000円を増額するものです。説明欄の介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計の繰出金を増額補正するものです。

続きまして、54、55ページをお開きください。19款2項23目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、2,243万円の減額です。説明欄の新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、予定していた第2種感染症指定医療機関運営費補助金及び高齢者へのPCR検査費等扶助費の財源に国の地方創生臨時交付金を充当することになったことから、減額補正するものです。

21款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入につきましては、446万1,000円の増額です。説明欄の災害援護資金貸付金元利収入につきましては、平成27年関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風の際の貸付けの繰上げ償還分を増額補正するものです。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、繰越明許費の所管関係部分についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。第2表繰越明許費補正（追加）になります。表の1段目、2款3項戸籍情報システム改修委託につきましては、国の仕様提示が遅れたことによりソフトウェアの開発に必要な要件の定義も遅れ、さらに新型コロナウイルスの影響もあり、品質確保の観点から今年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越すものです。

次の3款1項老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、令和2年度の国の補助制度として事業を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で着工及び完了が遅れ、令和2年度内に補助金の支出が困難であることが見込まれるため、次年度に繰り越すものです。

次の高齢者へのPCR検査費等助成事業につきましては、令和2年度限りの国の補助制度として令和3年1月から事業開始しましたが、令和3年度も国の事業が継続されることになり、令和2年度予算も執行残が見込まれるため、次年度に繰り越すものです。

次の4款2項一般廃棄物処理基本計画改定等業務委託につきましては、債務負担行為により令和元年10月から令和3年3月までの2年度にわたる業務委託契約を結んだものですが、令和元年東日本台風での災害廃棄物処理の対応等により業務の進捗が遅れ、今年度中の完了が見込めなくなったことから繰り越すものです。

一番下の段、8款2項市道61095号線道路改良事業（岩舟三谷）につきましては、令和元年台風19号復旧工事等の影響を受け、工期を延伸した本工事と同路線の進入路工事が本年10月まで施工中であったため、1路線で2件の工事を施工することは周辺環境への影響が大きく、市民生活に支障を来

すことから、進入路工事の完了をもって当該工事を発注したため遅れが生じ、事業の一部を次年度に繰り越すものです。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎発言の訂正

○委員長（氏家 晃君） 首長福祉総務課長。

○福祉総務課長（首長正博君） 先ほど読み上げをいたしましたけれども、78ページで一部訂正がございますので、訂正をお願いいたします。78ページの一番下、5款の公害対策費、補正減の額を600万円というふうに申し上げてしまったかと思うのですが、60万円の誤りですので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

なお、この後の日程、議案につきましても同様の質疑のやり方をお願いをいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 73ページの一番下、老人福祉施設で、公募したけれども応募がなかったということなのですが、その要因というのはどんなものが考えられるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 今回第7期計画に基づいての公募でございます。今回、小規模多機能とグループホーム一体型の整備ということで公募いたしましたが、小規模多機能の部分でなかなかその事業的に採算が合わないという要因もございまして、手上げがなかったのかなというふうな分析をしております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 次の期にもかかってくると思うのですが、これはどういうふうにしていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 第8期計画に基づく執行となってまいりますが、今回計画の中で認知症対策をより重点化させようということで、認知症グループホームにつきまして8期についても継続して募集をかけていこうかという計画を立てております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、小規模多機能のほうはちょっと置いておいて、グループホームを進めていくという方向ですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 同じくこの小規模多機能グループホームですけれども、これは事業所としては何事業ということなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 一体的整備ということで1事業所ということでの計画でした。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 79ページ、一番上なのですけれども、健康診査事業費について、密を避けるための集団検診が今までのようにはいかなかったということだとは思うのですけれども、コロナの影響というのはどんな感じだったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） お答え申し上げます。

まず、緊急事態宣言が4月から5月にかけて発令されたと思うのですが、その影響を受けまして6月の検診をまず1か月間、6月から検診を開始する予定だったのですが、6月の集団検診は全面的に中止をさせていただきました。その分としまして、回数を設けるために2月上旬までの検診を2月いっぱいまで、2月下旬まで延ばしまして回数を増やしたところではありますが、7月から検診を開始するに当たりまして、まずは感染対策を十分にしながらということで、募集人員を半分減らしたり、そんな形でだんだん感染状況を見ながら募集人員を増やして、例年の数値まで拡大していった状況であります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 現段階では、計画的には何人というのがあると思うのですけれども、それまでいっているという状況なののでしょうか。どういう状況なののでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 例年集団検診の受診者数につきましては、1万5,000人から1万6,000人前後で推移している状況ですが、令和2年度、今年度につきましては1万2,629人ということで、ちょっと人数的にはやはり受診控えもあり、伸びなかった状況にあります。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 75ページの子どものための教育・保育給付費法定負担金なのですが、これ何の事業かちょっともう一回説明いただきたいのですが。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） ご説明いたします。

市内の認定こども園17園及び小規模保育施設4施設及び市外幼稚園等が対象になっておりまして、具体的には特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にて行われます教育とか保育に対する給付費でございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 別なのですが、その下の同じページになるのですが、児童手当支給事業費で不用額が出たということで減額になっているのですが、何人分不要になったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 費用につきましては、こちらにつきましては年齢等で若干金額が変わったりするのですが、おおむね5%程度の減額となっております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） その5%の不要になった方々は、成長して不要になったのか、その不要の要因というのは分かりますか。

○委員長（氏家 晃君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） こちらは人数がやはり減って、出生数とかそういう関係で毎年毎年金額が少しずつ減ってきているというような状況の中で、こういった残が出たということでございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 73ページをお願いいたします。73ページの介護手当、月3,000円の支給が当初より見込みが上回ったということなのですが、何人ぐらい上回ったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） これは、特定疾患の介護手当ということでよろしいですね。当初見込みよりも今後の年度末までの予測につきまして一月20人増を見込んでおりまして、その増分が主で考えております。いわゆる1か月について3,000円なものですから、一月で20人増えていくとそのまま翌月も翌月もそれが増えていくことになるので、累積で増えていくということになるものですから、それで数字の増額補正となっております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 累積で増えていくというのは分かるのですけれども、おおよそのこの予定と違うその人たちが支給になったということなのですが、途中でその20人年度末に増えていく見込みということで増額なのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 特定疾患につきましては、疾患名が発病したと県が認められたものですので、毎月増えていきますので、実績でいきますと10月で13人の新規申請者、11月で10人の新規申請者、12月で15人の新規申請者ということでやっております、1月から3月までにつきましては、約20人の新規申請者を見込んだ形で試算をしておりますので、こういう結果になっております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

委員の皆さん、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第20、議案第13号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） たいまご上程いただきました議案第13号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。

令和2年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億9,732万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、144、145ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額500万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給料、共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

146、147ページをお開きください。2款1項3目一般被保険者療養費、補正額502万4,000円の増額であります。説明欄、一般被保険者療養費支払経費につきましては、資格喪失後の受診に係る保険者間調整に高額な支払いが生じたため、療養費の不足が見込まれることから補正増するものであります。

148、149ページをお開きください。2款4項1目出産育児一時金、補正額1,470万円の減額であります。説明欄、出産育児一時金支払経費につきましては、出産件数が当初見込みを下回っていることから、補正減するものであります。

150、151ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正はありませんが、歳入の補正に伴いまして財源内訳が変更になるものであります。

152、153ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額1,394万5,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、12月に前年度決算剰余金等を基金に積み立てるため補正増いたしました。歳入増に合わせるため補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、142、143ページにお戻りください。5款1項1目1節普通交付金、補正額502万4,000円の増額であります。説明欄、普通交付金につきましては、保険給付費の増額分について普通交付金により充当されますことから、補正増するものであります。

次に、7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額904万5,000円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する繰入れでありまして、次の保険者支援分については国保財政の安定を図るため、低所得者の人数に応じて繰り入れられるものであります。それぞれ額の確定に伴いまして補正増するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額1,480万円の減額であります。説明欄、出産育児一時金繰入金につきましては、決算見込額に合わせて補正減するものであります。

次の人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入を補正減するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 149ページの出産育児一時金があればなのですが、出生数の減少ということなのでしょうか。何人分ぐらいになるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 当初予算では135名を見込んでおりましたが、支出状況を踏まえまして100名の見込みに減らさせていただいたということでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） やはり原因としては、新型コロナでの出産の関係ということなのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） はっきりしたことは、私もそこら辺はちょっと分からないのですが、昨年度、令和元年度の実績が96件でしたので、コロナの影響というよりも全体的に令和2年度の1月現在で今76件の支給をしていますので、そういったことからすると昨年度と同じぐらいの人数になるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 140ページで、先ほど歳入の増で積立金が増えたというふうに聞いたのですが、これは診療の抑制とか、そういった関係があるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 保険財政調整基金については、前年度繰越金が見込みより大きかったこと、あと国保事業費納付金が減額されたことなどから、余剰金を財政調整基金に積み立てると

ということなのですけれども、12月に補正を行ったのですが、最終的に歳入の額に合わせる必要があるものですから、その関係で今回上げさせていただきました。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第21、議案第14号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） ただいまご上程いただきました議案第14号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の21ページをお開きください。

令和2年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ862万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,222万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、166、167ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額1,000万円の減額であります。説明欄、職員人件費

につきましては職員課所管となりますが、職員の給料、共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の市町村総合事務組合負担金、退職手当につきましても職員課所管となりますが、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

168、169ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額876万4,000円の減額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付する負担金が確定したことに伴いまして、不用額を補正減するものであります。

次に、170、171ページをお開きください。4款2項1目他会計繰入金、補正額1,014万円の増額であります。説明欄、一般会計繰入金につきましては、令和元年度に一般会計より繰り入れた人件費繰入金等について、決算額の確定に伴い一般会計に返還する必要が生じたため、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、164、165ページにお戻りください。4款1項1目1節事務費繰入金、補正額1,000万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い一般会計から人件費繰入金を補正減するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額876万4,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置分に対する4分の3の県負担金と4分の1の市負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が確定したことに伴い補正減するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額1,014万円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和元年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第22、議案第15号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ただいまご上程いただきました議案第15号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の25ページをお開き願います。令和2年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,537万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,177万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の186ページ、187ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、職員人件費の補正額は200万円を減額するというものでございます。職員課所管となりますが、職員の給料、退職手当について不用額が見込まれるため、減額補正するというものでございます。説明欄、県市町村総合事務組合負担金（退職手当）の補正額は200万円を減額するというものでございます。職員課所管となりますが、県市町村総合事務組合負担金、共済費について不用額が見込まれるため、減額補正というものでございます。

続きまして、188ページ、189ページをお開きください。1款3項1目介護認定審査会費の補正額は、300万円を減額するというものでございます。説明欄、介護認定審査会事務費は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために取られた介護認定の臨時的な取扱いによる措置に伴い、不要となった関連費用を減額補正したいというものでございます。

1款3項2目認定調査費の補正額は、100万円を減額するというものでございます。説明欄、介護認定調査等事務費は、介護認定委託調査の依頼件数が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、190ページ、191ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、5,900万円を減額するものであります。説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、地域密着型介護サービスの利用が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

2款1項5目施設介護サービス給付費は、7,089万8,000円を増額するものでございます。説明欄、施設介護サービス給付費は、施設介護サービスの利用が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものでございます。

2款1項9目居宅介護サービス計画給付費は、2,731万5,000円を減額するものであります。説明欄、居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービスの利用者が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、192ページ、193ページをお開きください。2款2項7目介護予防サービス計画給付費は、102万円を増額するものでございます。説明欄、介護予防サービス計画給付費は、要支援者の利用者が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものでございます。

続きまして、194ページ、195ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費は、1,439万7,000円を増額するものでございます。説明欄、高額介護サービス費は、高額介護サービスの利用者が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものでございます。

続きまして、196ページ、197ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金は、7,303万3,000円を増額するものでございます。説明欄、介護給付準備基金積立金は、介護給付準備基金積立金の額が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものでございます。

続きまして、198ページ、199ページをお開きください。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問通所生活支援事業）の補正額は、7,588万円を減額するものでございます。説明欄、訪問型サービス事業費は、指定事業者による訪問型サービスの利用者が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。説明欄2行目、通所型サービス事業費は、業務委託による短期集中通所型サービス及び指定事業者による通所型サービスの利用者が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

5款1項2目介護予防・生活支援サービス事業費（介護予防支援事業）の補正額は、819万8,000円

を減額するものでございます。説明欄、介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業の利用者が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、200ページ、201ページをお開きください。5款2項1目一般介護予防事業費の補正額は、12万1,000円を減額するものでございます。説明欄、地域リハビリテーション活動支援事業費は、住民主体による集いの場の整備が遅れており、リハビリ専門職の派遣が見込めないことから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、202ページ、203ページをお開きください。5款3項1目総合相談事業費の補正額は、400万円を減額するものでございます。説明欄、職員人件費は職員課所管となりますが、職員の給料について不用額が見込まれるため、減額補正するものでございます。

5款3項4目任意事業費の補正額は、195万5,000円を減額するものでございます。説明欄、高齢者地域見守り支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い認知症市民特別講座を中止したため、関連費用を減額補正したいというものでございます。説明欄2行目、在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、在宅老人成年後見制度利用支援事業の利用者が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、204ページ、205ページをお開きください。5款4項1目審査支払手数料の補正額は、25万6,000円を減額するものであります。説明欄、審査支払手数料は、総合事業のサービス利用者が当初見込みを下回ったため、栃木県国民健康保険団体連合会に支払う審査手数料を減額補正したいというものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。補正予算書182ページ、183ページをお開きください。4款1項1目介護給付費負担金354万5,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、介護給付費の歳出補正に伴う財源入替えのため、国の介護給付費負担金を減額補正したいというものでございます。

4款2項1目調整交付金は、422万2,000円を減額するものでございます。説明欄、総合事業は、地域支援事業総合事業費の減額に伴い、国の調整交付金を減額補正したいというものでございます。

4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、1,689万1,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものでございます。

4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、229万3,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものでございます。

4款2項7目介護保険災害臨時補助金は、207万円を増額するものでございます。説明欄、介護給付は、新型コロナウイルス感染症等の影響により実施する介護保険料減免措置に対して介護保険災害臨時補助金が補助されることから、増額補正したいというものでございます。

5款1項2目地域支援事業支援交付金は、2,280万3,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の地域支援事業支援交付金を減額補正したいというものでございます。

6款1項1目介護給付費負担金は、354万5,000円を増額するものでございます。説明欄、現年度分は、介護給付費の歳出補正に伴う財源入替えのため、県の介護給付費負担金を増額補正したいというものでございます。

続きまして、184ページ、185ページをお開きください。6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、1,055万7,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の減額に伴い、県の交付金を減額補正したいというものでございます。

6款3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、114万6,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）の減額に伴い、県の交付金を減額補正したいというものでございます。

9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、1,055万7,000円を減額するものであります。説明欄、現年度分は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の減額に伴い、市の一般会計繰入金を減額補正したいというものでございます。

9款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、114万6,000円を減額するものでございます。説明欄、現年度分は、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）の減額に伴い、市の一般会計繰入金を減額補正したいというものでございます。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、職員給与費等繰入金は、400万円を減額するものでございます。説明欄、職員給与等繰入金は、職員給与の減額に伴い、職員給与繰入金を減額補正したいというものでございます。説明欄、事務費繰入金は、400万円を減額するものであります。説明欄、事務費繰入金は、介護認定審査会事務費等の減額に伴い、事務費繰入金を減額補正したいというものでございます。

10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金は、5,016万8,000円を増額するものでございます。前年度繰越金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

以上をもちまして、令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 197ページですが、基金の積立金7,300万円ほどですが、これは令和2年度はコロナ関係でサービス等が受けられなくて減額、その分をこちらにという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） こちらにつきましては、令和元年度分の精算をして、残った第1号被保険者の保険料を繰越しとして今回入れるという形になりまして、主に台風の影響によって減額した分が国、県からの補助金として入ってまいりましたので、その分を充当するというか繰り越す形で、繰入れとなっております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 令和元年度分の認識、そうすると今、令和2年度分となってくると、また次の年に反映してくるという考え方でよろしいのですね。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） ちょっと同じような質問になってしまうかもしれないのですが、積立金がそういうこととか、あと繰越金が確定したというようなことで、全体とすればこの会計というのは増えたのでしょうか減ったのでしょうか、そういうのはわかりますか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 今の古沢委員からお話がありました積立金ですね、これが令和元年分、第7期というのは3年の中でやっていく中で、令和元年というのは中間なのです。本当はとんとんであるべきところなのですが、一応7,300万円積み立てられたという意味では、ある意味プラスなのかなというふうな分析をしております。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第23、議案第16号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本地域包括ケア推進課主幹。

○地域包括ケア推進課主幹（松本佳久君） ただいまご上程いただきました議案第16号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の29ページをお開き願います。令和2年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,079万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の218ページ、219ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は、590万円を減額するものであります。説明欄、介護予防ケアマネジメント委託費は、総合事業利用者に対するケアマネジメント業務を居宅介護支援事業者に委託する費用が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものであります。

続きまして、220ページ、221ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金の補正額は、534万6,000円を増額するものであります。前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計の繰出金を増額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、216ページ、217ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業収入の補正額は、590万円を減額するものであります。歳出の委託料の減額に対応するもので、事業収入を減額補正したいというものであります。

3款1項1目繰越金の補正額は、534万6,000円を増額するもので、前年度からの繰越金であります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この部分は、介護または計画を立てる部分だと思えるのですが、ここが減っているということは保険のほうの事業費も減ると思うのですが、というか、これ減っていると私は見えるのですが、そういう認識でもよろしいのでしょうか。計画を立てること自体が減っていると。

○委員長（氏家 晃君） 松本地域包括ケア推進課主幹。

○地域包括ケア推進課主幹（松本佳久君） お答えします。

今回補正に上げましたのがケアマネジメントのほうの減額ということなのですが、12月補正でサービス計画のほうが増額をしております、そのケアマネジメントのほうからサービスのほうに、どちらかというところのサービスのほうが増加傾向にあるというような状況かと思えます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、全体的に見てみるならば、コロナとかそういうものは関係なく、なっている感じなのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 松本地域包括ケア推進課主幹。

○地域包括ケア推進課主幹（松本佳久君） 全体的には変わりないような状況でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（氏家 晃君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任を願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時48分）